労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮崎労働局

最終更新日:令和7年3月3日 所在地 企業 • 事業場名称 公表日 違反法条 事案概要 その他参考事項 伐倒木作業に当たり、立木の高さの2倍 労働安全衛生法第21条 (有) 廣建設 宮崎県宮崎市 R6. 4. 5 に相当する距離を半径とする円形の内側 R6. 4. 5送検 労働安全衛生規則第481条 に労働者を立ち入らせたもの 車両系木材伐出機械を用いて、傾斜地の 労働安全衛生法第20条 久嶋林業(合) 宮崎県日南市 R6. 5. 2 作業路開設作業を行わせるにあたり、誘 R6.5.2送検 労働安全衛生規則第151条の92 導者を配置していなかったもの 車両系建設機械(トラクター・ショベ 労働安全衛生法第20条 ル)を用いて、作業道の路肩で作業を行 (有) 長友種鶏場 宮崎県日向市 R6. 5. 9 R6. 5. 9送検 労働安全衛生規則第157条 わせるにあたり、誘導者を配置していな かったもの 労働安全衛生法第21条 ホッパーの内部で、墜落防止措置を講ず 太陽工業コンクリート(株)宮崎県日向市 R6. 9. 2 R6.9.2送検 労働安全衛生規則第523条の2 ることなく労働者に作業を行わせたもの 造林等の作業を行っている場所の下方 労働安全衛生法第21条 で、伐倒木が斜面を滑り落ちるおそれの (株) 楓星木材 宮崎県宮崎市 R7. 2. 25 R7. 2. 25送検 労働安全衛生規則第481条 あるところに、労働者を立ち入らせたも